

答申第 612 号

平成 28 年 3 月 23 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 7 月 1 日付けで諮問された県税の滞納整理事務に関するマニュアル非公開の件（諮問第 676 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

県税の滞納整理事務に関するマニュアルのうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年4月24日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、県税の滞納整理事務に関するマニュアル（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成26年5月1日付けで、本件行政文書を公開拒否とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年6月25日付けで、知事に対し、行政不服審査法に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 条例第5条第4号該当の点について

本件処分は、公開を拒む理由として条例第5条第4号に該当するとし、その理由として「県税の滞納整理事務に関するマニュアルは、滞納整理の進め方などを記載しているものであり、その内容を公開することにより、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるため」とするが、次に述べるように、実施機関の判断には同条の解釈に誤りがあり、したがって、公開拒否決定とする合理的な理由が存しない。

本件処分は、同条例第5条第4号中のアを根拠にしているものと考えられるが、アの「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」の解釈からして、本件行政文書がこれに該当するとされる合理的な理由が見当たらない。

すなわち、条例第5条第1号及び第2号におかれている公益上の義務的開

示の規定が条例第4号に置かれていないのは、事務の「適正な」遂行と明示していることから、「適正」の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮しなければならないからである。したがって、一般的に本号は、行政機関に広範な裁量を与えたものではないと解されている。

本件処分は、本件行政文書を情報公開義務の例外として認めるための、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないという法的要請に適った合理的判断がなされたものとはいえない。

## (2) 適正な納税のための予見可能性について

わが国の納税は原則として、自主申告納税方式を採用しているが、住民税や県税等においては賦課課税方式が採られている。賦課課税方式は、国税等において納税者自らが申告した税額に基づいて課税・納税するものとされているが、納税者が納税を怠った場合又は滞納者となった場合、どのような手続で不利益な処分（滞納整理手続）が課されるかについては、必ずしも納税者等において理解されていないのが現状である。

住民税等の地方税の滞納整理手続には、地方税法で国税徴収法が準用されており、法律に基づく行政がなされなければならない、また、県税の滞納整理事務においても法律に基づく適正手続が求められている。

本件請求が拒否された本件行政文書は、法律に基づく手続マニュアルであって、これを納税者が知ることにより、徴収手続に支障を及ぼすものとは到底考えられない。むしろ、本件行政文書を公開することは、滞納者に滞納整理事務手続が理解され、かえって滞納者にとって納税の促進に役立つ側面も大きいと考えられる。

法的安定性や法的予測可能性は、憲法の租税法律主義の要請であるが、これは、公益上の義務的開示という比較衡量の面でも重要視されなければならない、また、仮に本件行政文書の中に滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるものが存するとしても、それが本件行政文書の公開を拒否する合理的な理由にはならない。

## (3) 実施機関の判断は、法的解釈を誤っており、よって本件処分は違法・不当なものとして取消されなければならない。

#### 4 実施機関（総務局財政部徴収対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

条例第5条第4号アは、県の機関が行う監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて非公開情報とする旨を定めており、本県が公表している「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、その具体例の一つとして「県税の徴税方法に関する資料」を挙げている。

本件行政文書は、滞納整理の進め方などについて記載している「県税の徴税方法に関する資料」であり、その内容を公開することにより滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがある。

よって、平成26年4月24日付けで行われた本件行政文書に係る本件請求について、条例第5条第4号アの規定に該当する行政文書として、条例第10条第1項の規定に基づき、平成26年5月1日付けで本件処分を行ったものである。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。また、部会においても、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県税の滞納整理事務に関する4種類のマニュアル（別表において「本件甲文書～丁文書」という。）である。

##### (3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とするこ

とができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件行政文書について

(ア) 本件行政文書には、滞納整理を実施する際の詳細な折衝や対応の方法、具体的かつ詳細に示されている滞納整理事務の対象となる財産、調査事項、探索先及び準備行為、一般には知られていない神奈川県独自に蓄積された滞納整理事務に関する効果的な調査手法（以下「特殊情報」と総称する。）の記載が認められる箇所がある。

(イ) このような特殊情報を公開した場合、神奈川県の滞納整理事務に関する具体的な手順や調査技法等が知られ又は容易に推測されることで、滞納者やその関係者が、滞納整理に先んじて財産の隠蔽を図るなど、滞納処分を不当に免れるための妨害手段を講ずることが可能になり、県税の滞納整理に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち公開することによる利益を考慮してもなお、特殊情報を公開することは、上記(イ)のとおり事務の適正な遂行に及ぼす支障が大きいため、特殊情報は条例第5条第4号に該当すると判断する。

(エ) 実施機関は、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるとして、本件行政文書全てを非公開としているが、本件行政文書のうち、特殊情報以外の部分については、地方税法や国税徴収法など滞納整理事務の根拠となる法令及び公開されている関係通達の内容並びに一般的に常識であると認められる情報（以下「一般情報」という。）が記載されていると認められる。こうした情報が公開されたとしても、県税の徴収に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難に

するおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえず、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまではいえない。

したがって、一般情報は、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（公開すべきもの）

1 本件甲文書（全 60 頁）

頁	該当部分
表紙	全体
表紙から 1～2 頁 目	全体
目次の 1 頁目	1 行目から 8 行目まで、9 行目最初の 1 文字、24 行目から 28 行目まで、29 行目最初の 1 文字、30 行目最初の 1 文字、31 行目から 34 行目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の 2 頁目	1 行目から 7 行目まで、8 行目最初の 1 文字、9 行目最初の 1 文字、10 行目 1 文字目から 3 文字目まで、11 行目 1 文字目から 3 文字目まで、12 行目 1 文字目から 3 文字目まで、26 行目から 31 行目まで、32 行目最初の 1 文字、33 行目 1 文字目から 3 文字目まで、34 行目 1 文字目から 3 文字目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の 3 頁目	1 行目 1 文字目から 3 文字目まで、2 行目 1 文字目から 3 文字目まで、3 行目から 18 行目まで、21 行目から 35 行目まで、点線部分、右端の頁番号全体
1～2	全体
3	1 行目から 36 行目まで
4	7 行目以降全体
5	1 行目最初の 1 文字
16～19	全体
20	1 行目最初の 1 文字、9 行目最初の 1 文字
21	一番下にある枠中の一番下にある 部分の 2 行以外全体
22～23	全体
24	1 行目から 17 行目まで、18 行目最初の 1 文字、22 行目最初の 1 文字、23 行目 1 文字目から 3 文字目まで
25	2 行目 1 文字目から 3 文字目まで、5 行目 1 文字目から 3 文字目まで
32	1 行目から 21 行目まで、24 行目から 25 行目まで、26 行目最初の 1 文字
33	2 行目 1 文字目から 3 文字目まで、14 行目 1 文字目から 3 文字目まで、23 行目 1 文字目から 3 文字目まで、30 行目 1 文字目から 3 文字目まで
34	4 行目から 13 行目まで、14 行目の 1 文字目から 5 文字目まで、15 行目の 12 文字目から 36 文字目まで、16 行目から 28 行目まで
35	全体
36	1 行目から 12 行目まで
37～41	全体
45～60	全体

## 2 本件乙文書（全 14 頁）

頁	該当部分
表紙	全体
1	1 行目から 5 行目まで
6	22 行目全体、23 行目最初の 1 文字、25 行目から 26 行目まで
11～14	全体

## 3 本件丙文書（全 96 頁）

頁	該当部分
表紙	全体
表紙から 1 頁目	全体
表紙から 4 頁目	全体
目次の 1 頁目	1 行目から 22 行目まで、23 行目最初の 1 文字、24 行目 1 文字目から 3 文字目まで、25 行目 1 文字目から 3 文字目まで、26 行目 1 文字目から 3 文字目まで、27 行目 1 文字目から 3 文字目まで、28 行目 1 文字目から 3 文字目まで、29 行目 1 文字目から 3 文字目まで、30 行目最初の 1 文字、31 行目 1 文字目から 3 文字目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の 2 頁目	1 行目 1 文字目から 3 文字目まで、2 行目全体、3 行目 1 文字目から 3 文字目まで、4 行目全体、5 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 行目全体、7 行目 1 文字目から 3 文字目まで、8 行目 1 文字目から 3 文字目まで、9 行目 1 文字目から 3 文字目まで、10 行目 1 文字目から 3 文字目まで、11 行目 1 文字目から 3 文字目まで、12 行目 1 文字目から 3 文字目まで、13 行目 1 文字目から 3 文字目まで、14 行目 1 文字目から 3 文字目まで、15 行目 1 文字目から 3 文字目まで、16 行目 1 文字目から 4 文字目まで、17 行目 1 文字目から 4 文字目まで、18 行目 1 文字目から 4 文字目まで、19 行目 1 文字目から 4 文字目まで、20 行目から 32 行目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の 3 頁目	1 行目から 8 行目まで、9 行目最初の 1 文字、10 行目 1 文字目から 3 文字目まで、11 行目 1 文字目から 3 文字目まで、12 行目 1 文字目から 3 文字目まで、13 行目最初の 1 文字、14 行目 1 文字目から 3 文字目まで、15 行目 1 文字目から 3 文字目まで、16 行目から 31 行目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の 4 頁目	8 行目全体、10 行目から 13 行目まで、14 行目 1 文字目から 3 文字目まで、15 行目から 17 行目まで、18 行目 1 文字目から 3 文字目まで、19 行目 1 文字目から 3 文字目まで、20 行目 1 文字目から 3 文字目まで、21 行目 1 文字目から 3 文字目まで、22 行目 1 文字目から 3 文字目まで、23 行目 1 文字目から 3 文字目まで、24 行目全体、25 行目 1 文字目から 3 文字目まで、26 行目から 31 行目まで、点線部分、右端の頁番号全体



目次の5 頁目	1行目から25行目まで、点線部分、右端の頁番号全体
1	全体
2	1行目から23行目まで、24行目最初の1文字、25行目最初の1文字、26行目から31行目まで
3	1行目から15行目まで、23行目最初の1文字
4	1行目から13行目まで、14行目最初の1文字、15行目最初の1文字、17行目から29行目まで
5～7	全体
8	1行目全て、2行目最初の1文字、5行目1文字目から3文字目まで、9行目1文字目から3文字目まで、11行目1文字目から3文字目まで、15行目1文字目から3文字目まで
9	6行目1文字目から3文字目まで
10	1行目1文字目から3文字目まで、6行目最初の1文字、7行目1文字目から3文字目まで、13行目1文字目から3文字目まで、18行目全体、23行目1文字目から3文字目まで、28行目から30行目まで
11	1行目から5行目まで、9行目1文字目から3文字目まで、26行目全体、27行目1文字目から3文字目まで
12	3行目1文字目から3文字目まで、7行目1文字目から3文字目まで、12行目1文字目から3文字目まで、18行目1文字目から3文字目まで、31行目1文字目から3文字目まで
13	3行目1文字目から3文字目まで、9行目1文字目から3文字目まで、11行目1文字目から3文字目まで、13行目1文字目から4文字目まで、15行目1文字目から4文字目まで、18行目1文字目から4文字目まで、20行目1文字目から4文字目まで、23行目から31行目まで
14	全体
15	1行目から7行目まで、13行目から32行目まで
16～18	全体
19	1行目から12行目まで、16行目から29行目まで
20～21	全体
22	1行目全体、2行目最初の1文字、3行目1文字目から3文字目まで、16行目1文字目から3文字目まで、31行目1文字目から3文字目まで、
23	8行目最初の1文字、9行目1文字目から3文字目まで、24行目1文字目から3文字目まで
27	11行目から33行目まで
28	1行目から19行目まで
29	4行目から8行目まで、24行目から31行目まで
30	全体
31	1行目から2行目まで、18行目から37行目まで
32～36	全体

49～52	全体
53	1行目1文字目から3文字目まで
54～56	全体
57～60	1行目1文字目から3文字目まで
61～62	1行目1文字目から4文字目まで
63	全体
64	1行目1文字目から4文字目まで
65～92	全体

#### 4 本件丁文書（全 324 頁）

頁	該当部分
表紙	全体
表紙裏面	全体
目次の1 頁目	1行目から18行目まで、19行目最初の1文字、20行目最初の1文字、21行目最初の1文字、22行目1文字目から4文字目まで、23行目1文字目から4文字目まで、24行目1文字目から4文字目まで、25行目1文字目から4文字目まで、26行目1文字目から5文字目まで、27行目1文字目から5文字目まで、28行目1文字目から5文字目まで、29行目1文字目から5文字目まで、30行目1文字目から5文字目まで、31行目最初の1文字、32行目1文字目から3文字目まで、点線部分、右端の頁番号全体
目次の2 頁目	1行目1文字目から5文字目まで、2行目1文字目から5文字目まで、3行目1文字目から5文字目まで、4行目1文字目から5文字目まで、5行目1文字目から3文字目まで、6行目1文字目から5文字目まで、7行目1文字目から5文字目まで、8行目1文字目から5文字目まで、9行目1文字目から5文字目まで、10行目1文字目から5文字目まで、11行目1文字目から5文字目まで、12行目1文字目から5文字目まで、13行目1文字目から5文字目まで、14行目から32行目まで、33行目最初の1文字、点線部分、右端の頁番号全体
目次の3 ～8頁目	全体
目次の次 頁	全体
1～19	全体
20	1行目から2行目まで、上から1段目のうち一番左にある縦書きの枠部分全体、上から1段目のうちフロー図の左から1番目にある記号内全体及び左から3番目にある記号内全体、上から2段目のうち一番左にある縦書きの枠部分全体、上から2段目のうちフロー図の左から1番目にある記号内全体、上から3段目のうち一番左にある縦書きの枠部分全体、上から3段目のうちフロー図の左から1番目にある記号内全体、上から4段目のうち一番左にある縦書きの枠部

	分全体
21～23	全体
24	1行目最初の1文字
26	1行目最初の1文字
36	1行目最初の1文字、2行目1文字目から4文字目まで
38	1行目1文字目から4文字目まで
40	1行目1文字目から4文字目まで
42	1行目1文字目から4文字目まで
43	1行目1文字目から5文字目まで
45	1行目1文字目から5文字目まで
47～48	1行目1文字目から5文字目まで
50	1行目1文字目から5文字目まで
52	1行目最初の1文字、2行目1文字目から3文字目まで
54～57	1行目1文字目から5文字目まで
58	1行目1文字目から3文字目まで
60～67	1行目1文字目から5文字目まで
68～90	全体
91	1行目最初の1文字
92～273	全体
274～277	申請の理由欄の記載部分以外全体
278～286	全体
287	備考欄の記載部分以外全体
288～324	全体
最終頁	全体

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

頁上部に見出しがある場合、当該見出しは行数に含めないものとする。

備考2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。

句読点及び記号等の表記も一文字として数える。

備考3 文書中の頁番号は公開する。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 7 月 1 日	諮問受理
7 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 28 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 29 日	異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 27 年 4 月 21 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 28 日 (第 148 回部会)	審議
6 月 25 日 (第 149 回部会)	審議
7 月 23 日 (第 150 回部会)	審議
8 月 27 日 (第 151 回部会)	部会により実施機関の職員から非公開等理由説明を再聴取 審議
9 月 15 日 (第 152 回部会)	審議
10 月 22 日 (第 153 回部会)	審議
11 月 26 日 (第 154 回部会)	部会により実施機関の職員から非公開等理由説明を再聴取 審議
12 月 24 日 (第 155 回部会)	審議
平成 28 年 1 月 28 日 (第 156 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成28年3月23日現在) (五十音順)